



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年 5月29日 金曜日 第2676号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（循環型社会推進課）... 569

告 示

- 自衛官候補生の募集.....（総務管理課）... 571
- 自衛官候補生の採用試験.....（ " ）... 571
- 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正.....（人事課）... 571
- 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正.....（ " ）... 572
- 形質変更時要届出区域の指定.....（環境政策課）... 573
- 指定自立支援医療機関の指定（3件）.....（障害福祉課）... 573
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）... 573
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（ " ）... 574
- 保安林の指定.....（森林整備課）... 575
- 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 575
- 土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 575
- 土地改良区役員の氏名の変更の届出.....（ " ）... 577
- 土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）... 577
- 指定居宅サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 577
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 577
- 指定居宅介護支援事業の廃止.....（ " ）... 578
- 土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 578
- 道路の区域変更（県道九島循環線）.....（南予地方局管理課）... 578
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 578
- 道路の供用開始（一般国道380号）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 578
- 落札者等の告示.....（警察本部会計課）... 579

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（建築住宅課）... 579

公 告

愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務.....（防災危機管理課）... 586

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第32号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第3条、第15条関係）	別表第1（第3条、第15条関係）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
省略		
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05ミリグラム以下	規格 K 0102の65.2に定める方法(ただし、規格 K 0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K 0170 7の7の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
省略		
1,1 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1ミリグラム以下	省略
省略		
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8ミリグラム以下	規格 K 0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格 K 0102の34.1c) (注 ⁽⁶⁾ 第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法
省略		

備考 省略

別表第 2 (第 4 条、第 14 条関係)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
省略		
全シアン	検出されな いこと。	規格 K 0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格 K 0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格 K 0102の38.1.2及び38.5に定める方法
省略		
六価クロム	1 リットル につき0.05 ミリグラム 以下	規格 K 0102の65.2に定める方法(ただし、規格 K 0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K 0170 7の7の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
省略		
1,1 ジクロロエチレン	1 リットル につき0.1 ミリグラム 以下	省略
省略		
ふっ素	1 リットル につき0.8 ミリグラム 以下	規格 K 0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格 K 0102の34.1c) (注 ⁽⁶⁾ 第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存し

項 目	基 準 値	測 定 方 法
省略		
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05ミリグラム以下	規格 K 0102の65.2に定める方法
省略		
1,1 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02ミリグラム以下	省略
省略		
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8ミリグラム以下	規格 K 0102の34.1に定める方法又は規格 K 0102の34.1c) (注 ⁽⁶⁾ 第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法
省略		

備考 省略

別表第 2 (第 4 条、第 14 条関係)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
省略		
全シアン	検出されな いこと。	規格 K 0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格 K 0102の38.1.2及び38.3に定める方法
省略		
六価クロム	1 リットル につき0.05 ミリグラム 以下	規格 K 0102の65.2に定める方法
省略		
1,1 ジクロロエチレン	1 リットル につき0.02 ミリグラム 以下	省略
省略		
ふっ素	1 リットル につき0.8 ミリグラム 以下	規格 K 0102の34.1に定める方法又は規格 K 0102の34.1c) (注 ⁽⁶⁾ 第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存し

		ない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
省略		

備考 省略

		ない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
省略		

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第700号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 男子(平成27年度8・9月採用分)

平成27年 6月 1日(月)から

6月10日(水)まで

○愛媛県告示第701号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成27年 6月14日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第702号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成5年4月愛媛県告示第576号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,475円</u>	<u>13,005円</u>	20歳未満	4,308円	13,040円
20歳以上25歳未満	<u>5,030円</u>	<u>13,005円</u>	20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	<u>5,585円</u>	<u>13,573円</u>	25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	<u>6,069円</u>	<u>16,192円</u>	30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	<u>6,475円</u>	<u>18,680円</u>	35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	<u>6,729円</u>	<u>21,472円</u>	40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円

45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円
50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円
55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,991円
70歳以上	3,930円	13,005円

45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,930円	13,040円

○愛媛県告示第703号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成27年5月29日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,570円を超えるときは、 <u>104,570円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,290円を超えるときは、 <u>104,290円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が56,790円以下であるときに限る。）。	月額56,790円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が56,600円以下であるときに限る。）。	月額56,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,290円を超えるときは、 <u>52,290円</u> ）	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,150円を超えるときは、 <u>52,150円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が28,400円以下であるときに限る。）。	月額28,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が28,300円以下であるときに限る。）。	月額28,300円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）

あるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,400円以下であるときに限る。）。	ては、介護に要する費用として支出された額）
--	-----------------------

あるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,300円以下であるときに限る。）。	ては、介護に要する費用として支出された額）
--	-----------------------

○愛媛県告示第704号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

四国中央市川之江町字泉田349番1の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県四国中央保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第705号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
じょうとく内科クリニック	西条市神拝字七反地甲217番1	医療法人じょうとく内科クリニック	腎臓に関する医療（更生医療）	平成27年5月1日

○愛媛県告示第706号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
えびす薬局	宇和島市恵美須町1丁目3-10	有限会社 アボトライ	薬局（育成医療・更生医療）	平成27年5月1日

○愛媛県告示第707号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ニュー兵頭	宇和島市丸之内3丁目6-20	ケアーズ宇和島訪問看護ステーション	宇和島市本町追手2丁目8-25ニュー兵頭追手店6F	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	平成27年5月1日

○愛媛県告示第708号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）

第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c松原店
新居浜市松原町甲4365番地 8 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋
西条市西田甲590番地 2
代表取締役 伊藤 慎太郎
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋
西条市西田甲590番地 2
代表取締役 伊藤 慎太郎
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年 1月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,635平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
56台
イ 駐輪場の収容台数
48台
ウ 荷さばき施設の面積
84.7平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量

17.8立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成27年 5月20日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第709号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
D C Mダイキ宇和島南店	宇和島市保田字宮ノ段672番地 外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	5箇所	平成27年 6月1日	平成27年 5月19日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第710号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

今治市新谷字クス谷乙91

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

今治市新谷字クス谷乙91（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第711号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（東予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西条市船屋355番地9 浅木宗親	西条市期日市132番地 塩崎紀元	西条市喜多川486番地1 松本一男	ひうち	西条市ひうち漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成27年 5月29日から 6月12日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 5月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 永	松山市富久町240番地15

松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳野英治	松山市和気町一丁目197番地
"	芳野紀由	松山市和気町一丁目195番地6
"	芳野國廣	松山市和気町一丁目217番地
"	芳野龍男	松山市和気町一丁目220番地
"	濱岡英俊	松山市和気町二丁目972番地
"	小笠原壮一	松山市和気町二丁目1014番地
"	河内正利	松山市和気町二丁目1033番地
"	芳野惠三	松山市和気町二丁目1019番地

○愛媛県告示第713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

監 事	岡 本 一 孝	松山市和気町一丁目225番地
"	芳 野 省 三	松山市和気町一丁目199番地
"	芳之内 一 磨	松山市和気町二丁目970番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 英 治	松山市和気町一丁目197番地
"	河 内 正 利	松山市和気町二丁目1033番地
"	芳 野 紀 由	松山市和気町一丁目195番地 6
"	芳 野 國 廣	松山市和気町一丁目217番地
"	芳 野 恵 三	松山市和気町二丁目1019番地
"	濱 岡 英 俊	松山市和気町二丁目972番地
"	小笠原 壮 一	松山市和気町二丁目1014番地
"	芳 野 龍 男	松山市和気町一丁目220番地
監 事	岡 本 一 孝	松山市和気町一丁目225番地
"	芳之内 宏 史	松山市和気町一丁目120番地 1
"	芳之内 一 磨	松山市和気町二丁目970番地

○愛媛県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	家 久 恒 和	松山市北梅本町2841番地
"	永 井 武 信	松山市北梅本町2829番地
"	宮 内 明 治	松山市北梅本町2251番地 2
"	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335番地
"	八 木 嘉 廣	松山市北梅本町888番地 3
"	奥 村 義 博	松山市北梅本町乙85
"	奥 村 敞 八	松山市北梅本町甲16番地 1
"	宮 内 康 二	松山市北梅本町813番地 2
"	松 本 範 良	松山市平井町3506番地
"	宮 内 勝 正	松山市南梅本町607番地
"	家 久 英 雄	松山市南梅本町756番地
"	宮 内 保	松山市南梅本町764番地
"	和 田 正 寛	松山市南梅本町813番地
"	高 岡 敏 夫	松山市南梅本町237番地 3
"	桑 原 英 信	松山市南梅本町863番地
"	久 保 武 志	松山市南梅本町1133番地
"	田 中 孝 明	松山市水尻町693番地 1
"	岡 本 泰 典	東温市西岡758番地
監 事	宮 内 賢 三	松山市南梅本町630番地 2
"	宮 内 順 三	松山市北梅本町2047番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	家 久 恒 和	松山市北梅本町2841番地

"	永 井 武 信	松山市北梅本町2829番地
"	宮 内 明 治	松山市北梅本町2251番地 2
"	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335番地
"	八 木 嘉 廣	松山市北梅本町888番地 3
"	奥 村 義 博	松山市北梅本町乙85
"	奥 村 敞 八	松山市北梅本町甲16番地 1
"	宮 内 康 二	松山市北梅本町813番地 2
"	松 本 範 良	松山市平井町3506番地
"	宮 内 勝 正	松山市南梅本町607番地
"	家 久 英 雄	松山市南梅本町756番地
"	宮 内 保	松山市南梅本町764番地
"	和 田 正 寛	松山市南梅本町813番地
"	高 岡 敏 夫	松山市南梅本町237番地 3
"	桑 原 英 信	松山市南梅本町863番地
"	久 保 武 志	松山市南梅本町1133番地
"	田 中 孝 明	松山市水尻町693番地 1
"	岡 本 泰 典	東温市西岡758番地
監 事	宮 内 賢 三	松山市南梅本町630番地 2
"	宮 内 順 三	松山市北梅本町2047番地

○愛媛県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 義 清	東温市南野田230番地
"	宮 崎 政 男	東温市南野田108番地 1
"	東 洋	東温市南野田551番地
"	平 岡 透	東温市南野田475番地
"	伊 藤 雄 二	東温市南野田477番地 1
"	平 岡 均	東温市南野田330番地 2
"	明 賀 安 広	東温市南野田547番地
"	友 近 弘 志	東温市南野田607番地 2
監 事	高 橋 真 也	東温市南野田43番地
"	束 村 雅 則	東温市南野田271番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 義 清	東温市南野田230番地
"	宮 崎 政 男	東温市南野田108番地 1
"	東 洋	東温市南野田551番地
"	平 岡 透	東温市南野田475番地
"	池 田 浩 二	東温市南野田476番地 3
"	明 賀 正 宏	東温市南野田330番地
"	明 賀 安 広	東温市南野田547番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
監 事	束 村 正 嗣	東温市南野田231番地
"	高 橋 真 也	東温市南野田43番地

○愛媛県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成27年 5 月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	高 見 淳	高 見 淳

○愛媛県告示第717号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5 月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第718号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 5 月29日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間保健福祉センター	平成27年 4 月 1 日	福祉用具貸与
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間保健福祉センター	平成27年 4 月 1 日	特定福祉用具販売
有限会社ドリームライフ	もも太郎	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永353番地1	平成27年 4 月 1 日	通所介護
吉田興産有限会社	通所介護事業所桜桃	愛媛県北宇和郡鬼北町大字内深田1066番地3	平成27年 4 月 1 日	通所介護
たけし株式会社	デイサービスようなるデイ	愛媛県八幡浜市大平1番耕地779番地5	平成27年 4 月 1 日	通所介護
社会福祉法人清祥会	清祥会ひまわり	愛媛県大洲市柴甲595番地1	平成27年 4 月 1 日	通所介護
社会福祉法人清祥会	清祥会ひまわり	愛媛県大洲市柴甲595番地1	平成27年 4 月 1 日	短期入所生活介護
社会福祉法人 西予総合福祉会	ユニット型短期入所生活介護事業所松葉寮	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	平成27年 4 月 1 日	短期入所生活介護
株式会社ニュー兵頭	ケアーズ宇和島訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市本町追手2丁目8番25号	平成27年 4 月 6 日	訪問看護

○愛媛県告示第719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 5 月29日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間保健福祉センター	平成27年 4 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間保健福祉センター	平成27年 4 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
有限会社ドリームライフ	もも太郎	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永353番地1	平成27年 4 月 1 日	介護予防通所介護
吉田興産有限会社	通所介護事業所桜桃	愛媛県北宇和郡鬼北町大字内深田1066番地3	平成27年 4 月 1 日	介護予防通所介護
たけし株式会社	デイサービスようなるデイ	愛媛県八幡浜市大平1番耕地779番地5	平成27年 4 月 1 日	介護予防通所介護
社会福祉法人清祥会	清祥会ひまわり	愛媛県大洲市柴甲595番地1	平成27年 4 月 1 日	介護予防通所介護

社会福祉法人清祥会	清祥会ひまわり	愛媛県大洲市柴甲595番地 1	平成27年 4月 1日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人 西予総合福祉会	ユニット型短期入所生活介護事業所松葉寮	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地 1	平成27年 4月 1日	介護予防短期入所生活介護
株式会社ニュー兵頭	ケアーズ宇和島訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市本町追手 2丁目 8番25号	平成27年 4月 6日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第720号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第82条第 2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 5月29日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
ファミリー合同会社	アシスト居宅介護支援事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城179番地 1	平成27年 4月10日	居宅介護支援

○愛媛県告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2項の規定により、八幡浜市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5月29日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

○愛媛県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	九島循環線	宇和島市本九島1434番 9 から 同市本九島1384番 2 地先まで	旧	メートル 3 3 ~ 7. 3	キロメートル 0. 081	
			新	5 5 ~ 10. 3	0. 081	

○愛媛県告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	九島循環線	宇和島市本九島1434番 9 から 同市本九島1384番 2 地先まで	平成27年 5月29日

○愛媛県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町大平1264番から 同町大平1261番2まで	平成27年 5 月29日

○愛媛県告示第725号

次のとおり落札者を決定した。

平成27年 5 月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
交通管制センター、サブセンター等 設備保守業務の委託	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成27年 3 月30日	住友電工システムソリューション株式会社 大阪支社 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号	54,000,000円	一般競争入札	平成27年 2 月17日

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁中一般
地方局

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 5 月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第8(第4条関係) 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項					別表第8(第4条関係) 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	部長	局長				課長	知事	部長
建築住宅課	1 建築基準法の施行に関する事務	1 建築主事及び建築審査会に関すること。				建築住宅課	1 建築基準法の施行に関する事務	1 建築主事及び建築審査会に関すること。			
		(1) 省略						(1) 省略			
		(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置(第3条第1項第3号、第4号、第42条第6項、第43条第1項、第44条第1項第2号、第2項、第46条第1項、第47条、第48条第14項、第52条第15項、第53条第7項、第53条の2第4項、第55条第4項、第56条の2第1項、第57条の4第2項、第59条第5項、第59条の2第2項、第60条の2第7項、 <u>第67条の3第10項</u> 、第68条第6						(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置(第3条第1項第3号、第4号、第42条第6項、第43条第1項、第44条第1項第2号、第2項、第46条第1項、第47条、第48条第14項、第52条第15項、第53条第7項、第53条の2第4項、第55条第4項、第56条の2第1項、第57条の4第2項、第59条第5項、第59条の2第2項、第60条の2第7項、 <u>第67条の2第10項</u> 、第68条第6			

項、第68条の3第5項、第68条の5の2第3項、第68条の7第2項、第6項、第86条第5項、第86条の2第5項)					項、第68条の3第5項、第68条の5の2第3項、第68条の7第2項、第6項、第86条第5項、第86条の2第5項)				
2 違反建築物の措置等に関すること。					2 違反建築物の措置等に関すること。				
(1)～(4) 省略					(1)～(4) 省略				
(5) 報告の徴収及び立入検査等(第12条第5項から第7項まで)					(5) 報告、検査等(第12条第5項、第6項)				
3 建築物の敷地、構造及び建築設備に関すること。					3 建築物の敷地、構造及び建築設備に関すること。				
(1) 省略					(1) 省略				
(2) 構造計算適合性判定に係る専門的識見者に対する意見の聴取(第6条の3第3項、第18条第6項)					(2) 構造計算適合性判定に係る専門的識見者に対する意見の聴取(第6条第7項、第6条の2第4項、第18条第6項)				
(3) 構造計算適合性判定結果通知書等の交付(第6条の3第4項から第6項まで、第18条第7項から第9項まで)					(3) 構造計算適合性判定結果通知書及び期間延長通知書の交付(第6条第8項、第9項、第6条の2第5項、第6項、第18条第7項、第8項)				
(4)～(26) 省略					(4)～(26) 省略				
(27) 特定防災街区整備地区における制限許可(第67条の3第3項第2号、第5項第2号、第9項第2号)					(27) 特定防災街区整備地区における制限許可(第67条の2第3項第2号、第5項第2号、第9項第2号)				
(28)～(39) 省略					(28)～(39) 省略				
4・5 省略					4・5 省略				
6 指定構造計算適合性判定機関に関すること。					6 指定構造計算適合性判定機関に関すること。				
(1) 省略					(1) 省略				
(2) 委任(第18条の2第1項、第77条の35の8第1項)				—					
(3) 業務区域の変更の認可(第77条の35の6第1項、第4項)				—					
(4) 指定の更新(第77条の35の7第1項)					(2) 指定の更新(第77条の35の6第1項)				
(5) 名称等の変更の届出の処理(第77条の35の5第2項、第3項、第77条の35の8第2項から第4項まで)					(3) 名称等の変更の届出の処理(第77条の35の5第2項、第3項)				
(6) 構造計算適合性判定員の選任及び解任の届出の受理(第77条の35の9第3項)					(4) 構造計算適合性判定員の選任及び解任の届出の受理(第77条の35の7第3項)				
(7) 構造計算適合性判定員の解任命令(第77条の35の9第4項)					(5) 構造計算適合性判定員の解任命令(第77条の35の7第4項)				

2 建築基準法施行令の施行に関する事務	(8) 構造計算適合性判定業務規程の認可(第77条の35の12第1項)				
	(9) 構造計算適合性判定業務規程の変更認可(第77条の35の12第1項)				
	ア・イ 省略				
	(10) 構造計算適合性判定業務規程の変更命令(第77条の35の12第3項)				
	(11) 監督命令(第77条の35の16)				
	(12) 報告の徴収及び立入検査(第77条の35の17第1項)				
	(13) 報告(第77条の35の17第2項)			—	
	(14) 構造計算適合性判定業務の休止又は廃止の許可(第77条の35の18第1項、第5項)				
	(15) 指定の取消し等(第77条の35の19)				
	(16) 委任の解除(第77条の35の20)			—	
	1 ~ 3 省略				
	4 敷地面積の規模に係る区域の指定(第135条の17第3項)				
	5 移転の認定(第137条の16第2号)				—
	6 省略				
	3 ~ 20 省略				

2 建築基準法施行令の施行に関する事務	(6) 構造計算適合性判定業務規程の認可(第77条の35の9第1項)				
	(7) 構造計算適合性判定業務規程の変更認可(第77条の35の9第1項)				
	ア・イ 省略				
	(8) 構造計算適合性判定業務規程の変更命令(第77条の35の9第3項)				
	(9) 監督命令(第77条の35の11)				
	(10) 報告の徴収及び立入検査(第77条の35の12第1項)				
	(11) 構造計算適合性判定業務の休止又は廃止の許可(第77条の35の13第1項、第3項)				
	(12) 指定の取消し等(第77条の35の14)				
	1 ~ 3 省略				
	4 敷地面積の規模に係る区域の指定(第135条の16第3項)				
	5 省略				
	3 ~ 20 省略				

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第5(第4条関係) 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項					別表第5(第4条関係) 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事項	決裁区分		組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者 部課長				局長	専決者 部課長
建築指	1 省略				建築指	1 省略			
	2 建	1 検査済証の交付前における建築物				2 建	1 検査済証の交付前における建築物		

導 課	築 基 準 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	の仮使用の認定（第7条の6第1項第1号、第2号、第18条第24項第1号、第2号）			
		2 違反建築物に対する措置等			
		(1)～(5) 省略			
		(6) 台帳の整備及び保存（第12条第8項）			
		(7) 国の機関の長等に対する通知及び要請（第18条第25項）			
		3 指定確認検査機関に関すること。			
		(1) 確認審査報告書の受理（第6条の2第5項）			
		(2) 建築基準関係規定不適合の通知（第6条の2第6項）			
		(3)・(4) 省略			
		(5) 仮使用認定報告書の受理（第7条の6第3項）			—
(6) 基準不適合の通知（第7条の6第4項）			—		
4～7 省略					
3～15 省略					

導 課	築 基 準 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	の仮使用の承認（第7条の6第1項第1号、第18条第22項第1号）			
		2 違反建築物に対する措置等			
		(1)～(5) 省略			
		(6) 台帳の整備及び保存（第12条第7項）			
		(7) 国の機関の長等に対する通知及び要請（第18条第23項）			
		3 指定確認検査機関に関すること。			
		(1) 確認審査報告書の受理（第6条の2第10項）			
		(2) 確認審査報告書に対する不適合認定の通知（第6条の2第11項）			
		(3)・(4) 省略			
		4～7 省略			
3～15 省略					

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分	
			所 長	専 決 者 課 長 主 幹
用 地 管 理 課	1～41 省略			
		42 建築基準法の施行に関する事務		
		1 検査済証の交付前における建築物の仮使用の認定（第7条の6第1項第1号、第2号、第18条第24項第1号、第2号）		
		2 違反建築物に対する措置等		
		(1)～(5) 省略		
		(6) 台帳の整備及び保存（第12条第8項）		
		(7) 国の機関の長等に対する通知及び要請（第18条第25項）		
		3 指定確認検査機関に関すること。		
		(1) 確認審査報告書の受理（第6条の2第5項）		
		(2) 建築基準関係規定不適合の通知（第6条の2第6項）		
(3)・(4) 省略				
(5) 仮使用認定報告書の受理（第7条の6第3項）			—	

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分	
			所 長	専 決 者 課 長 主 幹
用 地 管 理 課	1～41 省略			
		42 建築基準法の施行に関する事務		
		1 検査済証の交付前における建築物の仮使用の承認（第7条の6第1項第1号、第18条第22項第1号）		
		2 違反建築物に対する措置等		
		(1)～(5) 省略		
		(6) 台帳の整備及び保存（第12条第7項）		
		(7) 国の機関の長等に対する通知及び要請（第18条第23項）		
		3 指定確認検査機関に関すること。		
		(1) 確認審査報告書の受理（第6条の2第10項）		
		(2) 確認審査報告書に対する不適合認定の通知（第6条の2第11項）		
(3)・(4) 省略				

	(6) 基準不適合の通知(第7条の6第4項)			
	4~7 省略			
43~52 省略				
備考	省略			

	4~7 省略			
43~52 省略				
備考	省略			

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(56) 省略</p> <p><u>(56)の2 建築基準法第6条の2第5項の規定に基づく確認審査報告書の受理に関すること。</u></p> <p><u>(56)の3 建築基準法第6条の2第6項の規定に基づく建築基準関係規定不適合 _____ の通知に関すること。</u></p> <p>(56)の4・(56)の5 省略</p> <p><u>(57) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18条第24項第1号及び第2号の規定に基づく検査済証の交付前における建築物の仮使用の認定に関すること。</u></p> <p><u>(57)の2 建築基準法第7条の6第3項の規定に基づく仮使用認定報告書の受理に関すること。</u></p> <p><u>(57)の3 建築基準法第7条の6第4項の規定に基づく基準不適合の通知に関すること。</u></p> <p>(58)~(60)の3 省略</p> <p>(60)の4 建築基準法第12条第8項の規定に基づく台帳の整備及び保存に関すること。</p> <p>(60)の5 建築基準法第18条第25項の規定に基づく国の機関の長等に対する通知及び要請に関すること。</p> <p>(60)の6~(76) 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(土木事務所長等の専決事項)</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(12)の125 省略</p> <p>(12)の126 建築基準法第6条の2第5項の規定に基づく確認審査報告書の受理に関すること。</p> <p>(12)の127 建築基準法第6条の2第6項の規定に基づく建築基準関係規定不適合 _____ の通知に関すること。</p> <p>(12)の128・(12)の129 省略</p> <p>(13) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18条第24項第1号及び第2号の規定に基づく検査済証の交付前における建築物の仮使用の<u>認定</u>に関すること。</p> <p><u>(13)の2 建築基準法第7条の6第3項の規定に基づく仮使用認定報告書の受理に関すること。</u></p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(56) 省略</p> <p>(56)の2 建築基準法第6条の2第10項の規定に基づく確認審査報告書の受理に関すること。</p> <p>(56)の3 建築基準法第6条の2第11項の規定に基づく<u>確認審査報告書に対する不適合認定の通知</u>に関すること。</p> <p>(56)の4・(56)の5 省略</p> <p>(57) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第22項第1号 _____ の規定に基づく検査済証の交付前における建築物の仮使用の<u>承認</u>に関すること。</p> <p>(58)~(60)の3 省略</p> <p>(60)の4 建築基準法第12条第7項の規定に基づく台帳の整備及び保存に関すること。</p> <p>(60)の5 建築基準法第18条第23項の規定に基づく国の機関の長等に対する通知及び要請に関すること。</p> <p>(60)の6~(76) 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(土木事務所長等の専決事項)</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(12)の125 省略</p> <p>(12)の126 建築基準法第6条の2第10項の規定に基づく確認審査報告書の受理に関すること。</p> <p>(12)の127 建築基準法第6条の2第11項の規定に基づく<u>確認審査報告書に対する不適合認定の通知</u>に関すること。</p> <p>(12)の128・(12)の129 省略</p> <p>(13) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第22項第1号 _____ の規定に基づく検査済証の交付前における建築物の仮使用の<u>承認</u>に関すること。</p>

(13)の3 建築基準法第7条の6第4項の規定に基づく基準不適合の通知に関すること。

(13)の4 省略

(13)の5 省略

(13)の6 省略

(13)の7 省略

(13)の8 省略

(13)の9 建築基準法第12条第8項の規定に基づく台帳の整備及び保存に関すること。

(13)の10 建築基準法第18条第25項の規定に基づく国の機関の長等に対する通知及び要請に関すること。

(13)の11 省略

(13)の12 省略

(13)の13 省略

(13)の14 省略

(13)の15 省略

(13)の16 省略

(13)の17 省略

(13)の18 省略

(13)の19 省略

(13)の20 省略

(13)の21 省略

(13)の22 省略

(13)の23 省略

(13)の24 省略

(13)の25 省略

(13)の26 省略

(13)の27 省略

(13)の28 省略

(13)の29 省略

(13)の30 省略

(13)の31 省略

(13)の32 省略

(13)の33 省略

(13)の34 省略

(13)の35 省略

(13)の36 省略

(13)の37 省略

(13)の38 省略

(13)の39 省略

(13)の40 省略

(13)の41 省略

(13)の42 省略

(13)の43 省略

(13)の44 省略

(13)の45 省略

(13)の46 省略

(13)の47 省略

(13)の48 省略

(13)の49 省略

(13)の50 省略

(13)の51 省略

(13)の52 省略

(13)の2 省略

(13)の3 省略

(13)の4 省略

(13)の5 省略

(13)の6 省略

(13)の7 建築基準法第12条第7項の規定に基づく台帳の整備及び保存に関すること。

(13)の8 建築基準法第18条第23項の規定に基づく国の機関の長等に対する通知及び要請に関すること。

(13)の9 省略

(13)の10 省略

(13)の11 省略

(13)の12 省略

(13)の13 省略

(13)の14 省略

(13)の15 省略

(13)の16 省略

(13)の17 省略

(13)の18 省略

(13)の19 省略

(13)の20 省略

(13)の21 省略

(13)の22 省略

(13)の23 省略

(13)の24 省略

(13)の25 省略

(13)の26 省略

(13)の27 省略

(13)の28 省略

(13)の29 省略

(13)の30 省略

(13)の31 省略

(13)の32 省略

(13)の33 省略

(13)の34 省略

(13)の35 省略

(13)の36 省略

(13)の37 省略

(13)の38 省略

(13)の39 省略

(13)の40 省略

(13)の41 省略

(13)の42 省略

(13)の43 省略

(13)の44 省略

(13)の45 省略

(13)の46 省略

(13)の47 省略

(13)の48 省略

(13)の49 省略

(13)の50 省略

(13)の53 省略
(13)の54 省略
(13)の55 省略
(13)の56 省略
(13)の57 省略
(13)の58 省略
(13)の59 省略
(13)の60 省略
(13)の61 省略
(13)の62 省略
(13)の63 省略
(13)の64 省略
(13)の65 省略
(13)の66 省略
(13)の67 省略
(13)の68 省略
(13)の69 省略
(13)の70 省略
(13)の71 省略
(13)の72 省略
(13)の73 省略
(13)の74 省略
(13)の75 省略
(13)の76 省略
(13)の77 省略
(13)の78 省略
(13)の79 省略
(13)の80 省略
(13)の81 省略
(13)の82 省略
(13)の83 省略
(13)の84 省略
(13)の85 省略
(13)の86 省略
(13)の87 省略
(13)の88 省略
(13)の89 省略
(13)の90 省略
(13)の91 省略
(13)の92 省略
(13)の93 省略
(13)の94 省略
(13)の95 省略
(13)の96 省略
(13)の97 省略
(13)の98 省略
(13)の99 省略
(13)の100 省略
(13)の101 省略
(13)の102 省略
(13)の103 省略
(13)の104 省略
(13)の105 省略

(13)の51 省略
(13)の52 省略
(13)の53 省略
(13)の54 省略
(13)の55 省略
(13)の56 省略
(13)の57 省略
(13)の58 省略
(13)の59 省略
(13)の60 省略
(13)の61 省略
(13)の62 省略
(13)の63 省略
(13)の64 省略
(13)の65 省略
(13)の66 省略
(13)の67 省略
(13)の68 省略
(13)の69 省略
(13)の70 省略
(13)の71 省略
(13)の72 省略
(13)の73 省略
(13)の74 省略
(13)の75 省略
(13)の76 省略
(13)の77 省略
(13)の78 省略
(13)の79 省略
(13)の80 省略
(13)の81 省略
(13)の82 省略
(13)の83 省略
(13)の84 省略
(13)の85 省略
(13)の86 省略
(13)の87 省略
(13)の88 省略
(13)の89 省略
(13)の90 省略
(13)の91 省略
(13)の92 省略
(13)の93 省略
(13)の94 省略
(13)の95 省略
(13)の96 省略
(13)の97 省略
(13)の98 省略
(13)の99 省略
(13)の100 省略
(13)の101 省略
(13)の102 省略
(13)の103 省略

- (13)の106 省略
- (13)の107 省略
- (13)の108 省略
- (13)の109 省略
- (14)～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の84まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26、第13号の85から第13号の109まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

- (13)の104 省略
- (13)の105 省略
- (13)の106 省略
- (13)の107 省略
- (14)～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の82まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24、第13号の83から第13号の107まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

平成27年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務

(2) 業務内容

愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成33年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 提案者の業務実績、取得資格等

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績、ISO、I SMS、IT SMS及びプライバシーマークの認証の取得状況

イ 配置予定技術者の資格及び実績

配置予定技術者の資格及び1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

ウ システムの構築方針

システムの構築に係る基本方針、システムの機能及び構成並びに業務計画の妥当性

エ システムの運用方針及び保守方針

システムの運用保守に係る体制及び業務並びにシステムの運用支援に係る業務の妥当性

オ コスト

システムの構築に係る費用及び5年間の運用保守に係る費用の経済性並びに費用低減のための方策の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課防災情報グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2318

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

平成27年5月29日（金）から6月12日（金）までの執務時

間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成27年 6月12日（金）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成27年 7月 9日（木）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課防災情報グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号 (089)912 2318

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Construction , operation and maintenance of disaster information system of Ehime Prefecture , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m . , 12 June 2015

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m . , 9 July 2015

(3) For further inquiries relating to the proposal , please

contact: Emergency Information Group , Disaster Prevention Crisis Management Division , Disaster Prevention Subdepartment , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2318